

銚田市放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル実施要領

第1 目的

この要領は、銚田市が実施する放課後児童健全育成事業について、安心で安全な運営及び事業の充実を図るとともに、児童が豊かに活動できるように、適切な業務遂行能力と技術力を有する業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものとする。

第2 業務概要

- (1) 業 務 名 銚田市放課後児童クラブ運営業務委託
- (2) 業務目的 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る。
- (3) 業務内容 別添「銚田市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書」に記載のとおり
- (4) 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの期間とする。
ただし、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までの期間は準備期間とし、当該準備期間に要する経費は、受託者の負担とする。

第3 業務に要する費用（見積限度額）

(1) 見積限度額

この業務に関する費用は、102,666,000 円以内とする。ただし、各年度における支払限度額は、下記のとおりとする。なお、下記限度額を超える提案については失格とする。

令和8年度 34,222,000 円

令和9年度 34,222,000 円

令和10年度 34,222,000 円

※本業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項（別表第二第七号）に該当するため、非課税として取り扱う。

(2) 見積書に積算する必要のある経費

- ①人件費（給与、賞与、法定福利費等）
- ②需用費（消耗品、事務用品等）
- ③研修費（支援員の研修等に要する費用）
- ④諸経費（管理責任費用、人材募集、その他の経費）

(3) 委託料として積算する必要のない経費

- ①光熱水費
- ②施設、設備、備品の維持経費
- ③昼食、おやつに係る経費

第4 参加資格

この要領による本プロポーザルへの参加資格を有する者は、委託業務を効果的かつ効率的に実施できる者であり、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 銚田市建設工事等入札参加資格者名簿（令和7.8年度）に登載されている者、又は銚田市内で放課後

児童クラブ事業を運営する者。

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (3) 公告日（令和 7 年 10 月 27 日。以下同じ）現在において、国又は地方公共団体から入札参加資格の停止処分又は営業停止処分を受けていない者。
- (4) 公告日現在において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。
- (5) 公告日現在において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (6) 事業にかかる国税及び地方税を滞納していない者。
- (7) 銚田市暴力団排除条例（平成 23 年銚田市条例第 13 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者。
- (8) 過去 3 年間に、国又は地方公共団体と本業務と同等もしくは類似した業務実績があり、本業務に関する知識、能力及び資格を有している者。
- (9) 本業務に関連する制度改正や情報を的確に入手し、即座に対応できる体制がとれる者。
- (10) 本業務について、一括下請け等の不適正な事業体系で実施しない者。

第 5 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。ただし、各項目の日程については、選定委員の都合にあわせて調整できるものとする。

内 容	日 程
公告・募集開始	令和 7 年 10 月 27 日（月）
現地説明会	令和 7 年 11 月 11 日（火）
参加表明書の提出及び質問事項の受付期間	令和 7 年 11 月 13 日（木）から 令和 7 年 11 月 21 日（金）まで
質問回答	令和 7 年 11 月 28 日（金）
提案資料等の提出期間	令和 7 年 12 月 1 日（月）から 令和 7 年 12 月 12 日（金）まで
ヒアリング及びプレゼンテーション審査	令和 7 年 12 月下旬
審査結果の通知	令和 8 年 1 月上旬
契約締結	令和 8 年 1 月上旬

第 6 現地説明会

本業務に関する現地説明会を次のとおり行う。

- (1) 日 時 令和 7 年 11 月 11 日（火）※時間は別途連絡。
 - (2) 場 所 銚田市上沢 922 番地 1 銚田市立大洋小学校内 専用施設
銚田市畑田 1059 番地 1 銚田市立銚田南小学校内 専用施設
 - (3) 留意事項
- ア. 説明会参加希望者は、令和 7 年 11 月 6 日（木）午後 5 時 15 分までに、別添「銚田市放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル説明会参加申込書」を作成し、第 13 に示す事務局へ電子メール又は FAX に

より提出すること。

イ. 参加人数は、1 事業者につき 3 名までとする。

ウ. 説明会では、原則として実施要領等の配付はしないため、各自持参すること。

エ. 説明会不参加の事業者は、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

第7 要領に対する質問及び回答

本要領の内容に関する質問は、次のとおり回答する。

- (1) 受付期間 令和7年11月13日（木）から令和7年11月21日（金）午後5時15分まで
- (2) 受付方法 質問書 **様式7**により、第13に示す事務局へ電子メール又はFAXで提出すること。
- (3) 回答方法 事務局からの回答は、電子メール又はFAXによる。
- (4) 回答予定日 令和7年11月28日（金）

第8 応募方法

本プロポーザルに参加する意向がある場合、以下の参加表明書及び応募必要書類を提出期間内に提出すること。書類が不足する場合及び提出期間内に提出がない場合は、本プロポーザルに参加できないものとする。

・提出期間

- (1) 参加表明書 **様式1**
令和7年11月13日（木）から令和7年11月21日（金）午後5時15分まで
- (2) 応募必要書類
令和7年12月1日（月）から令和7年12月12日（金）午後5時15分まで

下記の書類を提出期間内に、第13に示す事務局へ提出すること。

1	提案書（任意様式）
2	法人概要書・役員名簿 様式2
3	業務実績 様式3
4	法人登記簿謄本（応募申込日3ヵ月以内に発行されたもの）
5	印鑑証明書（（応募申込日3ヵ月以内に発行されたもの）
6	定款又は寄付行為（最新のもの）（原本証明）
7	業務実施体制 様式4
8	配置予定者経歴書 様式5
9	見積書及び見積内訳書（任意様式）※
10	過去3年分の法人税・法人住民税（市町村民税法人分）納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書
11	子どもに関連する事業の実施及び受託実績に関する書類（提出任意） ※形式自由・パンフレット等でも可

※見積内訳書の費目はおおむね次の区分ごとに記載するものとするが、内訳が確認できれば、費目が増えても差し支えない。

費目1 人件費…給与、賞与、法定福利費等

費目2 需用費…消耗品、事務用品等

費目 3 研修費…支援員の研修等に要する費用

費目 4 諸経費…管理責任費用（人件費含む）、人材募集、その他の経費

(3) 提案書について

ア. 内容 提案書の内容には、必ず下記の内容を記載すること。

①基本理念・事業実績について

- ・基本理念、方針、目標について
- ・事業実績について

②事業内容について

- ・児童の発達段階に応じた効果的・魅力的な事業内容について
- ・特色あるプログラムやレクリエーションについて
- ・保護者や児童の意見を反映していく体制について
- ・学校や地域・行政機関等との連携、協力について
- ・児童虐待への対応について
- ・特別な支援が必要な児童への支援について

③管理運営について

- ・支援員の採用について
- ・具体的な支援員配置について
- ・支援員の育成、研修計画について
- ・支援員の健康管理、労働環境の整備について
- ・個人情報の管理について
- ・苦情処理体制及び情報共有について

④安全対策・危機管理について

- ・児童の健康管理について
- ・事故防止・安全対策について
- ・防災対策及び災害時の対応と体制について
- ・施設の衛生、環境整備に対する取組について

イ. 様式 提案書は、A 4 版とし、左上綴じとすること。

ウ. 提出部数 11 部（正本 1 部、副本 10 部）

(4) 提出先

第 13 に示す事務局へ提出すること。

(5) 提出方法

提出期間内に提出書類を持参又は郵送（受付日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出先に提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

※提出期間中の平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

※提出された書類は、必要に応じ複製することがある。

第 9 プレゼンテーションの実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

(1) 実施方法

- ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑は、おおむね10分の計30分とする。
- イ 提出した提案書以外の追加資料の配布は認めない。
- ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。
- エ スクリーン及びプロジェクターは市が用意する。その他パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、提案者が用意すること。
- オ 欠席をした場合は、失格とする。
- カ 機材の不具合や故障等も想定すること。また、紙面のみによるプレゼンテーションを拒むものではないこと。

(2) 実施日時及び場所

プレゼンテーション実施の日時については、提案資料等提出期限後に事務局から参加者へ通知する。

第10 審査基準

- (1) 審査基準は、別紙「銚田市放課後児童クラブ運営業務委託プロポーザル審査基準」に定める。
- (2) 選定委員会において、審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を受注候補者として指定する。
- (3) 委員の評価点の合計が最も高い者が複数あるときは、見積金額が安価なものとし、同額の場合は選定委員会の協議により候補者を決定するものとする。
- (4) 応募者が1者の場合は、プレゼンテーション審査を行い、選定委員会において受注候補者指定の可否を協議して決定するものとする。

第11 審査結果

- (1) 審査結果は、次に掲げる事項を公表するものとし、市ホームページに掲載する。この場合において、優先交渉権者として選定されなかった参加事業者と評価点の対応関係が明らかにならないよう配慮するものとする。

ただし、選考対象が2社だった場合、優先交渉権者として選定されなかった参加事業者の評価点は公表しないものとする。

 - ・業務名
 - ・選定方法
 - ・参加事業者名
 - ・優先交渉権者
 - ・評価点（参加事業者との対応関係は明らかにしない）
- (2) 個別の選定結果は、候補者選定後にプレゼンテーション審査会に参加したすべての提案者に対し、電子メールで通知する。
- (3) 審査の内容は公表しないものとし、選定理由の問い合わせには応じない。また、審査結果についての意義申し立ては一切受付けない。

第12 その他

- ・市が必要と認めた場合には、書類の追加提出を求める場合がある。
- ・応募書類の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。

- ・提出された応募書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ・提案書に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。ただし、提案者が受注者となった場合においては、提出した提案書等の著作権は本市に帰属するものとする。
- ・提出された提案書等は、本市情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる場合がある。
- ・提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- ・参加表明書を提出したのちに応募を辞退する場合には、早急に事務局へ辞退届様式 6 を提出すること。

第 13 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりである。

茨城県鉾田市鉾田 1444 番地 1

鉾田市福祉保健部福祉事務所 子ども家庭課 担当：豊田、横田

電 話：0291-36-7935

F A X：0291-32-7023

E メールアドレス：kodomo@city.hokota.lg.jp

別紙

銚田市放課後児童クラブ運営業務プロポーザル審査基準

1 評価項目及び評価基準

	提案項目評価	採点基準	評価点	A	B	C	D	E
1	基本理念・事業実績	・事業に対して意欲を感じられる内容であるか ・実績があり、事業を継続的にできる事業者であるか	10	10	8	6	4	2
2	事業内容	・発達段階に応じた効果的・魅力的な事業内容 ・保護者、児童との信頼関係の構築 ・学校や地域、関係機関との連携、協力 ・児童虐待への対応 ・特別な支援が必要な児童への支援	25	25	20	15	10	5
3	管理運営	・支援員等の適正な配置 ・支援員等の育成計画（研修等） ・支援員等の健康管理、労働環境の整備 ・個人情報の保護 ・要望や苦情への対応	25	25	20	15	10	5
4	安全対策・危機管理	・児童の健康管理 ・事故防止、安全対策 ・防災対策及び災害時の対応と体制 ・施設、設備、備品の管理と環境整備	20	20	16	12	8	4
5	見積書	・見積金額（円）	5	5	4	3	2	1
6	総合評価	・総合的観点からの評価（熱意、課題への認識や取組みの考え方・特色ある取組）	15	15	12	9	6	3
	合計得点		100					

2 評価方法

(1) 各委員は、提案者からの提案書、見積書及びプレゼンテーションの内容について評価基準に基づき評価する。

なお、下記のとおり A～E の 5 段階で評価する。

評価表

評価	非常に優れている	A
	優れている	B
	普通	C
	劣っている	D
	非常に劣っている	E

(2) 選定委員会は、提案者ごとの点数を集計し、合計点数の高い順に最優秀者及び次点を決定する。なお、集計した点数が同点の場合は、原則として見積書の金額が安価な提案者を上位とする。

ただし、最高点数が（100 点×審査委員数×6 割）未満であるときは、最優秀者の該当がなかったものとする。